

図表3 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第24の改正案(抄)

食品	<p><u>アボカド</u>、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、<u>パイナップル</u>、バナナ、<u>パパイヤ</u>、<u>ばれいしょ</u>、びわ、マルメロ、<u>マンゴー</u>、もも及びりんご</p>			<p>食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）</p>
表示事項	（略）	添加物	（略）	（略）
表示の方法	（略）	<p>1 栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリアーを除き、別表第6の上欄に掲げる添加物として使用されるものを<u>含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、</u>          その他の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。          ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとし          て使用される添加物を含む食品にあつては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p> <p>2 略</p>	（略）	（略）